平成２６年（フ）第８１号
福井市幾久町４番11号　グランメゾン老松205号、旧住所福井市西開発１丁目2909番地
債務者　栃谷賢一郎
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月５日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３７号
京都市山科区音羽野田町７番地５　進和山科ハイライフ615、前住所京都市山科区東野八反畑町24番地28
債務者　中﨑　泰次
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粟野　浩之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７９３号
名古屋市中村区猪之越町１丁目２番19号　レオパレス21本陣第６―105号
債務者　松原　千秋
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一ノ子裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２５号
金沢市額新町２丁目78番地１　市営住宅22棟303号、従前の住所金沢市弥生１丁目７番１号
債務者　石坂太喜治
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乾　とも
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月22日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１３号
茨城県神栖市田畑731番地13リファインドⅡA
債務者　矢野　孝司
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
水戸地方裁判所麻生支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１４号
北海道砂川市西３条北18丁目１番２―11号
債務者　田村　美幸
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第９号
山形県酒田市こあら２丁目10番地の１　コーポササキ２号、前住所山形県酒田市両羽町１番地の28　ヴィラ―ジⅡ101号
債務者　本間　祐樹
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１０４号
神奈川県平塚市山下342番地の７、前住所神奈川県平塚市撫子原６番37号　サンテラスなでしこ102号
債務者　木村みどり
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２７号
静岡県富士宮市大岩146番地の２　ビ―フリ―佐野Ｅ―101号
債務者　野原　和美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３９号
静岡県富士市松岡1519番地の12
債務者　笠原　修身
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３２号
山口県宇部市昭和町４丁目11番45―1004号、従前の住所山口県宇部市床波５丁目３番30―６号
債務者　肥川　武
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第３３号
山口県宇部市昭和町４丁目11番45―1004号、従前の住所山口県宇部市床波５丁目３番30―６号
債務者　肥川　直美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第５４号
香川県高松市亀田南町460番地24
債務者　好村　浩司
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６５号
香川県高松市朝日町２丁目12番３―13号　市住
債務者　猿木　正敎
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７４号
香川県さぬき市大川町田面360番地　さざんか荘養護老人ホーム
債務者　品川　正安
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９号
香川県善通寺市文京町４丁目３番11号　多田住宅102号室、住民票上の住所香川県善通寺市与北町2872番地
債務者　大塚　一洋
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
高松地方裁判所丸亀支部